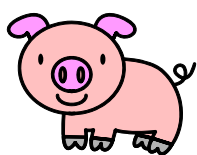




牛肉・豚肉の残留物質検査は どうなっているの？

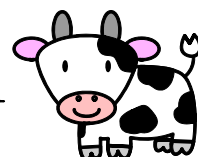


まずは、僕たちが育った
農場で「動物用医薬品」な
どが使われた経歴がない
か確認されるんだ。

動物用医薬品とは：

- ① 抗生物質
- ② 合成抗菌剤
- ③ 駆虫薬 その他

つぎに、残留の可能性がある
ものの腎臓を集めてスクリー
ニング(簡易な)検査され
るんだ。



スクリーニング検査で陽性の
時は分析用の機器で詳しく調
べます。



分析用の機器とは：

高速液体クロマトグラフ質量
分析計 (HPLC・LC/MS/MS)
など

動物用医薬品などの残留があるとき
は、平成18年5月29日から始まった
ポジティブリスト制度に従って、残留
基準を超えていれば廃棄処分されるこ
とになります。



食品のポジティブリスト制度：原則としてすべての農薬・動物用医薬品などについて、
食品中に一定量を超えて残留する食品の販売などを禁止する制度です。



福岡市食肉衛生検査所
〒812-0055 福岡市東区東浜2-85-14
TEL.092-651-3404 FAX.092-651-9015